

高知くらしの護身術

78

架空請求

携帯メールを使う手口も

(2007年12月18日掲載原稿)

このところ、身に覚えの無い請求内容の携帯メールを受取ったという相談が増えて
います。文面は以下の内容。

「この度、請求書送付先未登録・引き落とし口座未登録の長期滞納者様あてに身元
調査を行うようサイト運営会社より、依頼があり御連絡させて頂きました。」「民事
訴訟・回収業者への業務依頼の際必要となる個人情報の詳細調査」「現状料金精算希
望者への料金精算手続き、退会処理」「現状での額面にて料金精算手続き及び退会処
理を成される方は、御早めに御連絡下さい。」「※尚、調査費用及び回収手数料は利
用規約に基づきお客様御負担となります。」この後、問合せ電話番号などの記載があ
り、最後に「※尚、御連絡頂けず料金精算手続き及び退会手続きなき場合、引き続き
調査及び法廷書類作成手続きを行いますので御了承下さい。御連絡お待ちしております。
。」と締めくくっています。

まったく身に覚えが無くても、このように「民事訴訟」とか「法定書類」などと書
かれると驚いてしまいます。しかし、この文面には、いったいこのサイトの登録な
のか、利用状況や金額はいくらなのかは一切書かれていません。

この文面は一例ですが、内容的には、ハガキで行われる架空請求と殆んど同じです。
架空請求の被害を防ぐ鉄則は『無視する』『電話をかけない』もしかけてしまっても
『個人情報を話さない』『脅かされても絶対に支払わない』これに尽きます。相手は、
電話がかかって来たら、金を騙し取ってやろうと手ぐすね引いて待ち構えているので
す。電話すれば、相手の思う壺にはまってしまう。

もしも、騙されて支払ってしまうと、今後次々といろいろな相手から請求されるこ
とになります。架空請求業者の間で、名簿が売買されていると考えられるからです。
携帯メールの場合は、電話番号をクリックするとすぐに相手方に電話することになる
ので注意してください。

こんなメールが届いたら『無視する』そして、不安な方は、消費生活センターや、
高知県警のサイバー犯罪相談電話(088-875-3110)に相談してください。